

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」の定義

〈平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・ 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を組織的に行う。

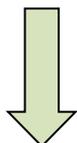
石川県立七尾東雲高等学校

< 目 次 >

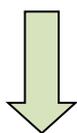
I	いじめ発生時の対応の流れ	3
II	日常の指導体制（未然防止・早期発見）	5
III	いじめ問題への学校基本方針	
1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
2	いじめが生まれる背景と指導上の注意	9
3	いじめの特徴と早期発見	10
4	いじめに対する措置	12
5	「ネット上のいじめ」への対応	14
6	自殺予防のための校内体制	15
7	重大事態への対処	20
8	具体的な施策	21
9	主な相談機関	22
IV	会議資料、いじめ調査	23
1	いじめ認識・対応の自己評価シート（教職員用）	24
2	いじめ対応会議1（いじめ状況シート）	25
3	いじめ対応会議2（被害者支援シート）	26
4	いじめ対応会議3（加害者指導シート）	27
5	いじめ対応記録表（ポジションペーパー）	28
6	いじめに関する調査	29

I. いじめ発生時の対応の流れ

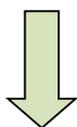
日常の取組
風通しのよい学校づくり



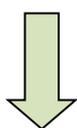
いじめ認知
現認・訴え・相談・調査



いじめ問題対策委員会の開催



対応・措置

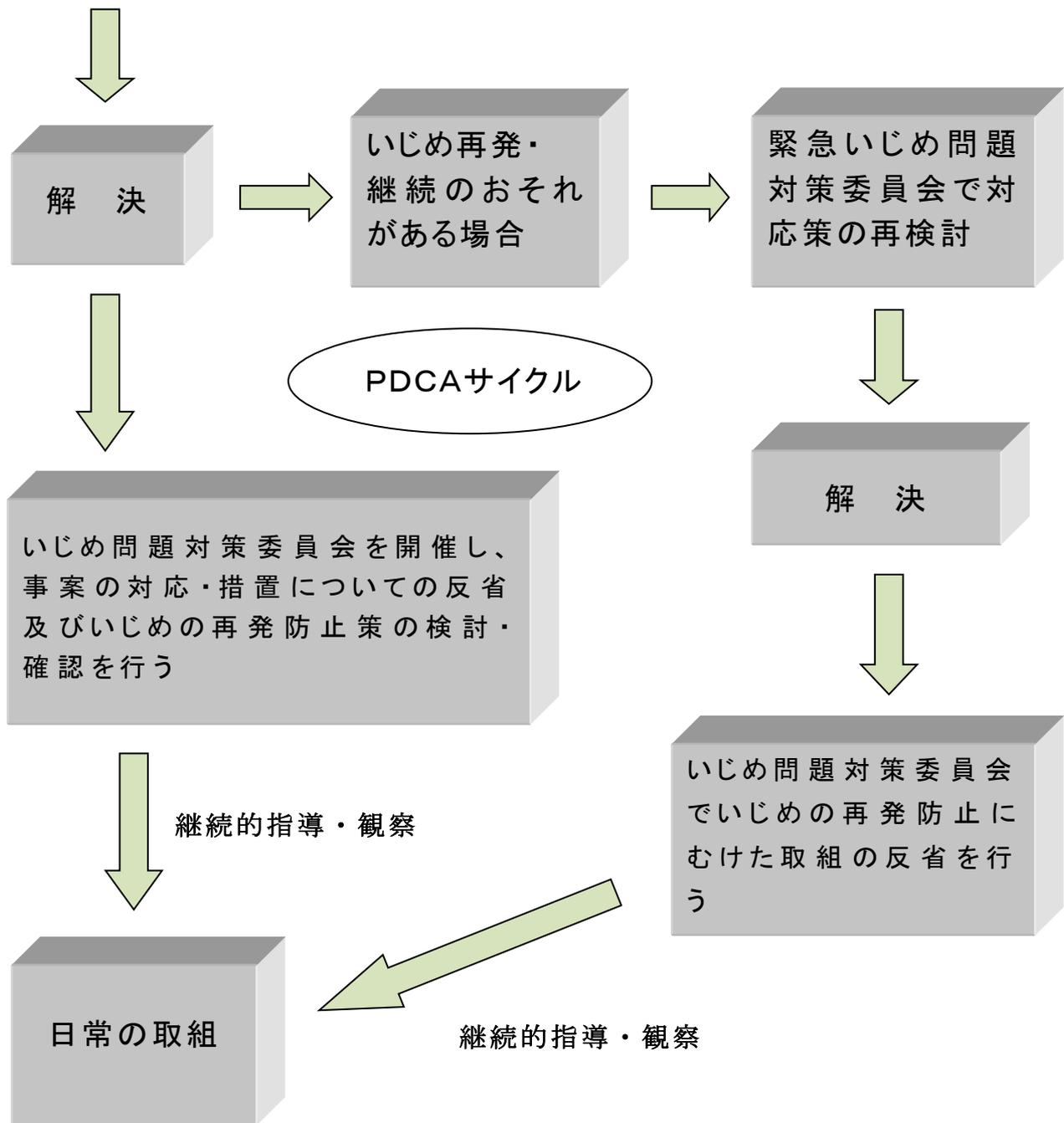


- ①常に状況把握に努める。(教職員、生徒、保護者、地域住民からの情報)
- ②組織として取組み、教員一人ひとりが全教育活動において「いじめは許されない行為であること」「いじめを見逃さない姿勢であること」を示す。
- ③いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有に努める。
【観察】【個人面談の実施】【いじめアンケートの実施(年2回)】

- 「個別案件対応班」を編成し、役割分担に沿って対応するメンバーは事案によって異なる。(例:生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・学年主任・当該部顧問)
- ①被害者から事実を確認し、被害者の安全を確保する。
 - ②加害者から事情を聴取し、管理職に報告し、緊急いじめ問題対応委員会開催の準備を進める。
 - ③被害者・保護者に対して、明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ④不測の事態(家出等)を想定し、被害者本人・保護者・関係教職員と常に連絡がとれる状態を保つ。

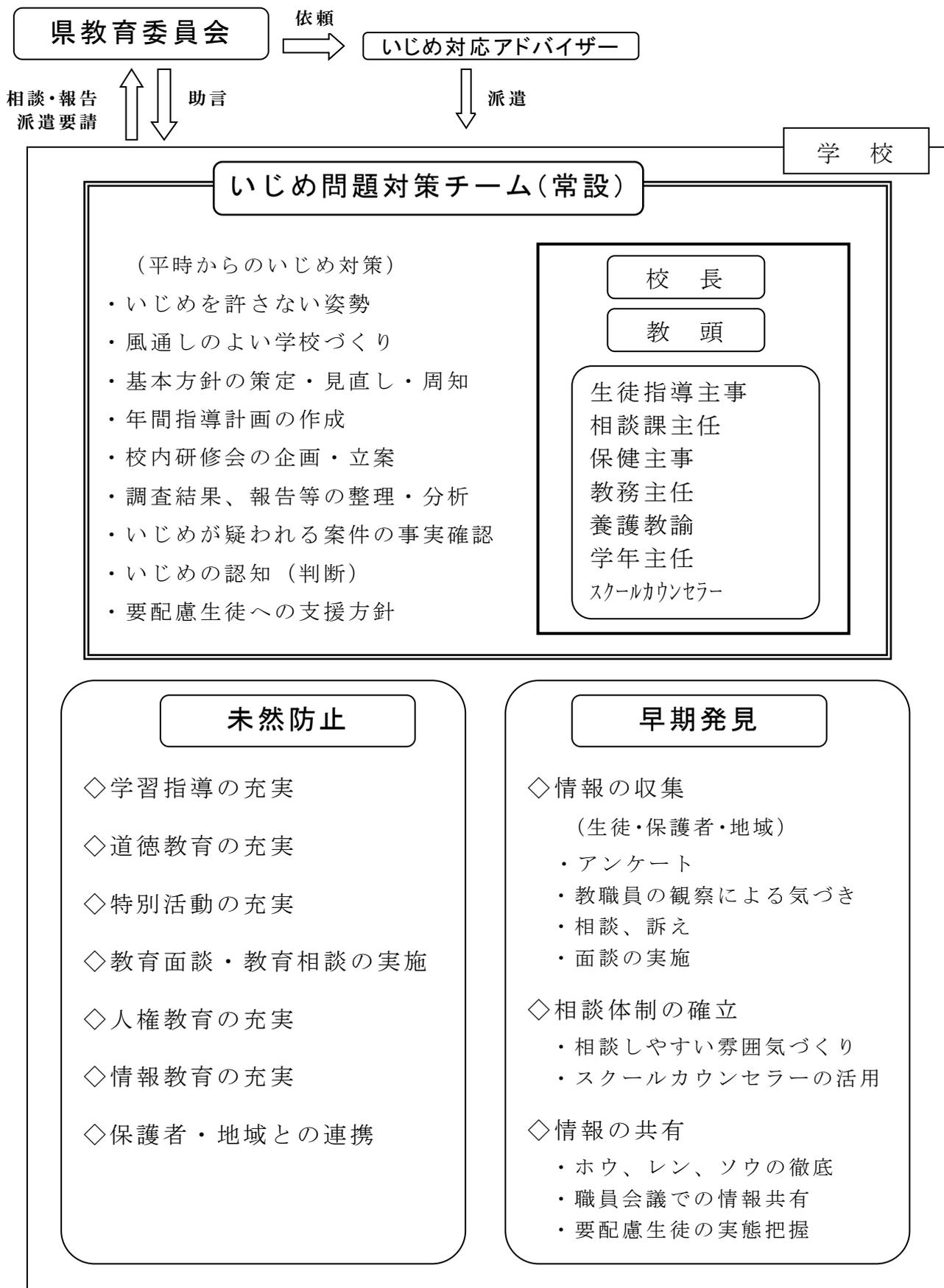
- メンバーは校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・当該学年主任・当該部顧問・(SC)
- 「いじめ状況確認シート」、「いじめ被害者支援シート」、「いじめ加害者指導シート」により具体的な対応を検討する。状況により、県教育委員会・警察・児童相談所へ連絡し、支援を受ける。
- 【連絡担当者:教頭→教委、生徒指導主事→警察、保健相談課主任→児童相談所】

- ①被害者の安全を徹底的に守る。いじめられる事情をよく調査し、擁護に万全を期す。
- ②加害者にいじめ行為を認識させ、注意し、指導する。
- ③保護者と連絡を密に取りながら、被害者の心のケアに努める。
- ④被害者(保護者)・加害者(保護者)への仲介を試み、事態の收拾に全力を尽くす。
- ⑤「いじめ問題対応記録表」に日々の対応の詳細を記述する。
- ⑥人間関係能力・場面に応じた適切な行動の指導を行う。



- ※
- ・ 重大な事態が発生した時は、県教育委員会を通じて知事に報告する。
 - ・ 「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査にあたる。
 - ・ 必要に応じて全校集会・保護者説明会を開催する。

Ⅱ. 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



Ⅲ. いじめ問題への学校基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの態様

○言語的攻撃・・・言葉によるいじめは多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことになる。

- ・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・「臭い」「うざい」「消えろ」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・冷やかす、からかい、脅し文句を言う。

○身体的攻撃・・・身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

- ・わざとぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ・肩パンチをする。プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

○社会的攻撃・・・いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

- ・仲間はずれ、集団で無視をする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・金品をたかる。恐喝。物を売りつける。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板等で、誹謗や中傷の情報を載せる。
- ・使い走りをさせたり、万引きやカツアゲを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。

※「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくく・している場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

(犯罪例) 暴行罪、強要罪、傷害罪、強要罪、脅迫罪、恐喝罪、窃盗罪、強盗罪、器物損壊罪、名誉棄損罪、侮辱罪

(2) いじめの未然防止

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえなければならない。したがって、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての教職員がいじめを自らの課題として受け止め、組織を挙げて継続的に取り組むことが必要である。

いじめを防止するためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す必要がある。道徳教育や人権教育等を充実させ、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、規範意識の向上を図り、生徒が自分と他人の存在を等しく認め、生徒がお互いの人格を尊重し合える態度を培うなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。

また、生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等を通じて、生徒自身の主体的な活動を推進することも重要である。

- 全教職員が、以下の「学校が果たす社会的な役割」を踏まえた教育活動を心がけ、心豊かな人間を育てる。
 - ①ルールへの対応の繰り返しを通して、その社会に同化して生きられるようにする。
 - ②文化を学び発展させ、より良い社会をつくる資質と態度をつくる。
 - ③**自己実現**を経験させることにより、生きる意欲と自分の能力を社会に生かすことを学ぶ。
 - ④選biに対する心構え（合理化など）を磨き、社会の選別機能に対する適応を図る。
- 日頃から、個に応じた「わかる授業づくり」を進め、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送られるように支援する。
- いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りながら、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。
- 「心の教育」を推進し、思いやりの心・生命を尊重する心・倫理観・正義感を培う。
- 心の通うコミュニケーション能力の素地を培うため、道徳教育・体験活動等の充実を図る。

(3) いじめの問題への基本姿勢

「いじめを見逃さない」という姿勢を明確に示し、家庭・地域・関係機関との連携による「風通しのよい学校づくり」を心がけることが重要である。

○ **いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する**

平時から、誰もがいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、未然防止の取組を行うことが重要である。深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。

○ **「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底する**

どのような社会においても、「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という認識を明快かつ毅然とした態度で行きわたらせる。いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであることの理解を促す。

○ **いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払う**
解決したと即断することなく、折に触れて必要な指導を行う。

○ **いじめ問題対策チームを常設する**

※チーム名：be [bullying eradication=いじめ根絶]

一部の教職員がいじめの問題を抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。

○ **いじめられている側の立場に立った親身の指導を行う**

いじめられている生徒については、**学校が必ず守り通す**という姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、毅然とした対応をとることを示す。子供の悩みを親身になって受け止め、子供の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。

○ **いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である**

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや生きる喜びなどについて指導する。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

○ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめは絶対に正当化できないものであるという基本的な考え方を家庭でも言い聞かせる必要がある。

○ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。「地域の学校」として、地域からの情報収集等、地域との連携が重要である。

○ 警察や補導センターなどの外部機関との連携を図る

関係機関等との連携を深め、情報交換を密に行い、双方向に「風通しのよい」関係を維持する。また、スクールカウンセラーの活用を進める。

2 いじめが生まれる背景と指導上の注意

(1) いじめが生まれる背景

いじめの加害の背景のひとつに、勉強や人間関係のストレスが関わっていることが考えられる。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとなりいじめにつながっていくことが考えられる。

また、現代は物質的には豊かになり、生活様式・意識の都市化・平準化が進んでいる一方で、子供たちは、様々な生活体験を積んだり、人間関係を豊かにする機会が減少したりしている分、他人への思いやり・心配り・お互いを認め合い尊重する態度等が十分に育成されているとは言い難い。現代の子供を取り巻く生活環境は、精神的に抑圧を受けやすい状況が多く見られ、学校や家庭においても子供の居場所が確保されず、子供が安心できる場所が少なくなっていることがある。そのため、欲求不満が高まり、そのはけ口としていじめが発生すると考えられる。

(2) 指導上の注意

勉強が過度なストレスとならないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことが重要である。たとえば、デジタル機器を積極的に活用した ICT 教育を推進する等、生徒一人一人に、より効果的な学習の機会を与える必要がある。また、行事や部活動等、生徒が活躍できる場を提供し、人間関係づくり・集団づくりを進めていくことが求められる。その際、生徒が他者の役に立っていると感じ取り、**自己有用感**が高められるように配慮する。また、家

庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い人からも認められているという思いが得られるよう工夫すれば、**自己肯定感**を高めることができる。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会とすることもできる。

生徒がストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる環境及び体制を整えておくことも求められる。

なお、教職員の「いじめられる側にも問題がある」という不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払わなければならない。

（３）生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自身がいじめの問題について学び、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に連絡する（チクる）ことは卑怯である」「見ているだけなら問題はない」などの考えは誤りであることを学ばせる。そして、生徒会による「いじめ撲滅の宣言」や「いじめ防止キャンペーン」、「いじめディスカッション」等の自主活動についてチェックするとともに、**教職員は陰で支える**役割に徹するよう心がける。

3 いじめの特徴と早期発見

（１）いじめの特徴

近年のいじめの特徴は、**だれもがいじめの対象になりうる可能性**があり、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、**気づきにくく判断しにくい形**で行われることが多く、長期に渡っていじめる傾向がある。また、「インターネット」を介したいじめが増えている。

さらに、最近のいじめは、いじめる者に**罪悪感や責任感**が欠けることが多く、陰湿で残忍になっており、暴力によって死に至らしめたり、学校を休まざるをえなくなったり、自殺にまで追い込まれるケースが起こっている。また、いじめられている子供が他人に訴えにくい心情として、「つげ口をしたことがわかり、仕返しをされるのではないかという恐れる気持ち」や「自分がいじめられるという事実を他人に知られたくないという自尊心からくる屈辱感」などが考えられる。

（２）いじめの早期発見

いじめへの対応で大事なことは、「**いじめのサイン**」を見逃さず、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることである。学校や家庭で分かるいじめ発見のポイントは、次の①～④などが挙げられる。

①態度やしぐさ

- いらいらして反抗的になる。急に口数が少なくなる。元気がなくなる。
- 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 用もないのに職員室や保健室によく来るようになる。
- 活気がなく、おどおどしている。
- 言葉づかいが荒れた感じになる。
- 家族との対話を避けるようになる。
- 感情の起伏が激しくなり、人・ペット・物等に八つ当たりする。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったりうなされたりする。
- 部屋に閉じこもる。考え事が増える。家族と食事を摂らなくなる。
- ため息をついたり、ぼーっとしたりすることが多くなる。
- 一人でいることが多くなる。

②服装・身体・体調

- 衣服に汚れや破れが見られる。
- 手足、顔、腹部にすり傷や打撲の痕がある。
- 急に学校に行きたくないと言い出す。
- 通学時間になると体調不良を訴える。
- 学校を早退することが増える。
- 用事もないのに帰宅時間が早くなったり、遅くなったりする。
- 朝早い時間に家を出る。
- 食欲不振、不眠を訴える。

③学習

- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急に成績が低下する。

④持ち物・金品

- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいはお金を欲しがる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。
- 買い与えたものがなくなったりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 保護者の知らないものを持っている。

⑤交友関係

- SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）のグループから故意に外される
- 外出が多くなる。
- 口数が少なくなり、学校のことや友だちのことを話さなくなる。
- 急に友だちが変わる。

(3) いじめの早期発見のための措置

いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく積極的に認知する。認知は「いじめ問題対策チーム」が行う。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

○ 定期的なアンケート調査の実施

定期的ないじめアンケート調査（年2回）を実施することにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

○ 教育相談体制（個人面談週間）の実施

ホーム担任と生徒一人一人（全員）との面談（年2回）を実施することにより、生徒が周りの目を気にすることなく抵抗なくいじめに関して相談できる体制をとる。

日頃から保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。また、スクールカウンセラー（週一回）との教育相談ができることも周知する。なお、教育相談等で得た個人情報については、取扱いの方針を明示し、適切に扱う。

○ 保護者の悩みや相談を積極的に受け止める雰囲気づくり

家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を石川県教育委員会に報告する。

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの防止等のため、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制で対応に取り組む。その際、県教育委員会とも適切に連携する。

対策チームは、学校の基本方針の見直しや年間計画の作成及び見直し、取組が計画どおりに進んでいるかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、**P D C A サイクル**で検証を担うものとする。

(2) 生徒や保護者から「いじめ被害」の相談や訴えがあったときの対応

まずは、生徒の安全を確保する。そして、生徒（保護者）の話に真摯に傾聴する。自分のつらいことを打ち明けるのは勇気のいることであり、打ち明けると他の生徒から「さらにいじめられるのではないか。」という不安を持つ。「学校はあなたを守り通す。」「秘密を守る。」「あなたが悪いのではない。」などといった声をかけ、生徒の訴えを聴く。神経が過敏になっていることを考慮し、聴く側の忙しそうな態度や責めるような聴き方は生徒の心を閉ざしてしまう。

いじめられている生徒から話を聴くときや事実確認後には、以下の点に留意する。

①いじめの事実を把握する。

まずは、いじめられている生徒の味方となることを伝える。生徒たちは屈辱感や羞恥心を感じているので、いじめの卑劣さを語るなどして、心の支援を最大限に行い、ありのままに勇気をもって事実を話すよう導く。なお、「あなたも悪い」などの言葉は、生徒との距離を離し、解決を難しくするので決して言わないようにする。

②苦しみを受容する。

いじめを受けたときの気持ちは思い出したくないものであり、自分の弱さをさらけ出すようでつらいものである。いじめられた内容やつらい思いなどの話や訴えを受容的な態度で聴き、生徒の気持ちを十分くみ取るとともに、いじめを解決する方法について一緒に考えるようにする。

③早急に対策会議を開催する。

生徒がいじめを受けていることがわかったら、できるだけ早く資料を整理し、緊急の対策会議を開催する。

いじめを認知した場合、県教育委員会に報告する。

いじめが長引くと、生徒は心に傷を残す。協力体制を作り上げるのは、早ければ早いほど良いといえる。

④活動・自信回復への積極的支援を行う。

いじめられている生徒は、自分をだめな人間だと卑下する傾向に陥りやすい。悩み苦しんだ結果、行動が不活発になり、何事にも消極的になりやすいので、長所をふくらませ、励まし、自信回復への援助を積極的に行う。長所を指摘することによって、「わたしのことを認めてくれている。」という信頼感が高まり、自信が生まれてくる。したがって、生徒たちが活動できる場をつくり、認め励ますことよって、自信や存在感をもたせることが大切である。

(3) いじめた生徒への指導または保護者への支援

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲罰を加えることも考える。ただし、その際は教育的配慮に十分留意し、自らが行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育む事が出来るよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、いじめの解決と判断する。

5 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネットいじめ」とは

携帯電話（スマートフォン）やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったり、個人情報を掲載するなどの行為を「ネットいじめ」という。最近では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した「ネットいじめ」が

増加している。

(2) 「ネットいじめ」の未然予防・早期発見

- フィルタリングの設定、家庭内ルールの策定、保護者の見取りなどについて、保護者（家庭）への啓発を図る。
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育を推進する。
- 生徒や保護者を対象としたネット社会についての防犯講話を実施する。
- インターネット利用に関する校内研修会を実施する。
- 定期的なネットパトロールにより、いじめの未然予防・早期発見に努める。
- 閲覧者から情報を収集する。
- 生徒の様子の変化を鋭敏に感じとり、いじめの兆候を見逃さない。
- 有害な情報から生徒を守る手段として、パソコン・携帯電話の「フィルタリング」の設定に協力してもらう。入学時に設定の「誓約書」を提出してもらう。

(3) ネットいじめへの対応

不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



①書き込み内容の確認

→ ②書き込み内容の記録・保存

→ ③サイト管理者に削除依頼

※「削除依頼」しても削除されない場合は、警察や地方法務局・教育委員会に相談するなどして、対応方法を検討する。

6 自殺予防のための校内体制

自殺は「孤立の病」とも呼ばれている。子供が発している救いを求める叫びに気づいて、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながる。

自殺予防は、次の3つの段階に分けられる。

- ①「予防活動」・・・自殺を未然に防ぐための日常の予防教育など
- ②「危機対応」・・・自殺の危険に早く気づき対応する
- ③「事後対応」・・・不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

自殺予防の3段階

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
予防活動	自殺予防教育や子供の心の安定	すべての生徒	日常的教育相談活動	・命の教育 ・相談週間 ・アンケート
危機対応	自殺の危険の早期発見とリスクの軽減	自殺の危険が高いと考えられる生徒	校内危機対応チーム (必要に応じて県教委への支援要請)	・緊急ケース会議 (アセスメントと対応) ・本人の安全確保とケア
	自殺未遂後の対応	自殺未遂者と影響を受ける生徒	校内危機対応チーム (必要に応じて県教委への支援要請)	・緊急ケース会議 ・本人および周囲の生徒へのケア
事後対応	自殺発生後の周囲への心のケア	遺族と影響を受ける生徒	校内危機対応チーム、県教委、関係機関による連携	・ケア会議 ・周囲の生徒へのケア ・PTA

(1) 子供のSOSに気づく校内体制

○ 相談しやすい雰囲気づくり

保健室や相談室をどの生徒も気軽に来室しやすい雰囲気にする。そのためには、すべての生徒を対象に健康教育や心理教育(ストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングなど)をホームルーム活動や総合的な学習の時間などで実施し、日頃から保健室や相談室の担当者の人となりを知っておいてもらう工夫をする。また、教育相談週間を設けて生徒が教員と話しやすい雰囲気をつくったり、アンケートを実施して生徒や保護者の率直な声が学校に届くようにする。

○ 言葉にならない声への気づき

生徒の心の変化や危機に、ちょっとした生徒とのやりとりや教職員間での何気ない会話を通して気づくことは少なくない。表面に現れた行動の背後にある心の動きを敏感にとらえ、学年団や相談課などで情報を共有する時間を確保する。

○ 多角的な視点を活かした生徒理解

生徒の救いを求める声に気づき手を差し伸べることができるのは、教員やスクールカウンセラーばかりではない。生徒の問題に最初に気づくのが、図書館司書や事務職員、学務員などの学校職員のこともある。

多角的な視点から生徒を理解しきめ細かい対応を行うために、「学校全体で生徒を教育している」という認識を常に持って情報を共有できる体制をつくる。

(2) 自殺予防のための教育相談体制

自殺予防は、校内の相談体制を基盤に専門機関の協力を得ながら、全教職員によって組織的に進めることではじめて可能になる。

(3) 教職員等の役割分担の明確化

「学校として子供をどう育てるか」という目標を共有したうえで、お互いの役割や立場を認め合い、補い合うなかで連携を進めていくことが、組織を機能させる重要な要因である。

自殺予防に関する教職員等の役割例

管理職 (校長・教頭)	<p>《学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの統括 b 生徒や教職員の心の健康状態の全体像の把握 c 専門機関等との連絡・協力体制の統括 d 県教育委員会、近隣の学校との連携 e マスコミ・保護者対応
ホーム担任	<p>《主として学級における生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生徒の心身の健康状態の観察および行動観察による自殺の危険の察知 b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり c 保護者との連携、情報の交換
生徒指導主事 生徒指導担当者	<p>《いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生徒指導方針の立案および生徒指導計画の策定・推進 b 自殺未遂も含めた生徒の問題行動等、生徒指導に関する情報提供 c 問題を抱えた生徒に関する情報や資料の集約
保健相談主事 教育相談担当者	<p>《教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 問題事象の把握と教育相談体制の確立、関係機関との連携 b 自殺予防のための校内体制推進における連絡・調整(コーディネーター) c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進 d 生徒を対象とする心理教育の企画と実施(自殺予防、ストレスマネジメントなど)

保健相談主事 養護教諭	<p>《健康・保健に関する専門的立場からの対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保健室・養護教諭の特性をいかした健康相談・保健指導 b 生徒の行動観察と相談活動における分析資料の提供 c 心身の健康に関する調査の企画と実施 c 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施 e 危機を感じたときの医療・保健機関との連携
スクールカウンセラー	<p>《生徒へのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自殺の危険が高いなど心の危機にある生徒へのカウンセリング b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言 c 教職員のメンタルヘルスの促進 d 連携すべき専門機関についての情報提供
学校医	<p>《医療に関する専門的立場からの対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 健康診断結果をもとにした生徒の心身の状況に対する全体的把握 b 心身の不調を訴える生徒理解についての助言や情報提供 c 自殺予防も含む心の健康相談 d 養護教諭と連携した健康教育活動への積極的参加

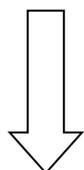
(4) 危機対応のための校内体制

●自殺の危険が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れ

- ・誰かが自殺の危険に気づく
(例:遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者からの自殺の危険の連絡等)
- ・自殺未遂が起こる



- ・当該生徒の担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭への連絡
- ・保護者への連絡
- ・校長への報告
- ・校長から県教育委員会への第一報(状況報告)

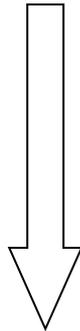


- ・多方面から情報収集
- ・事実と推測、判断を区別
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録



「危機対応チームの招集」校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー

- ①緊急ケース会議の実施 上記メンバー＋ホーム担任
(当該生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ など)
- ②保護者との連携(情報共有と相談)
- ③外部への対応の一本化
- ④具体的対応策の決定
(関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携 など)



- ・「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こり得るか」を考える。
- ・不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・県教育委員会への連絡(必要があれば支援を要請)



- ・対応の経過の確認と評価(場合によっては、対応方針と対応策の見直し)



- ・活動終了までの記録の整理
- ・臨時職員会議(教職員間での全体経過についての確認)
- ・県教育委員会への報告

7 重大事態への対処

重大事態の発生時には、迅速かつ適切な対応が求められることから、全教職員の共通理解のもと、緊急連絡体制を整備するとともに教職員の役割分担を行い対処する。

(1) 重大事態の意味〔いじめ防止対策推進法第28条〕

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

重大事態が発生したことを真摯に受けとめ、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を実施し、事実関係を把握し、「いじめ問題対策チーム」にすみやかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。

(4) 調査結果を踏まえた措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 具体的な施策

○ ネットパトロール

ネットトラブルを未然に防止するため、学校独自に掲示板やSNS、ツイッターなどへの書き込み等を巡視する。

○ ネットトラブル指導資料等の活用

県教育委員会等から配付される資料を活用し、情報モラル教育や携帯電話等の危険性などに関する指導を充実させる。

○ 保護者にパソコン・携帯電話の「フィルタリング」の設定に協力してもらい、入学時に設定の「誓約書」を提出してもらう。

○ いじめ問題対策事例集等の活用

いじめ問題への対策に係る具体的な事例を集めた事例集等を用い、いじめ対策の一層の充実を図る。

○ 保護者向けリーフレットの配付

県教育委員会等から配付される保護者向け啓発資料を各家庭に配付する。

○ 校内研修の充実

校内研修により、いじめの問題への対処等に関する資質向上を図るとともに、いじめ問題対策チームの対応力向上を図る。

○ スクールカウンセラーの活用

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置し、生徒のカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

○ 非行防止・非行被害防止教室、防犯教室、人権講話等の開催

いじめ行為の中に犯罪行為があることを認識させる。また、人権意識の高揚を図る。

○ 生徒の自主活動

「生徒会リーダー研修」等を活用して、生徒同士がいじめに関する問題について話し合う機会を与える。また、いじめ撲滅運動等、生徒が自主活動を展開しやすくなるような支援を行う。

○ ボランティア活動への積極的参加

○ 学習指導の充実

分かる授業の展開、学習における規律づくり、学びに向かう集団づくり、意欲的に取り組む授業研究等により、生徒の学ぶ意欲の向上を図る。